

平成23年度 危険物取扱者保安講習受講案内

山 梨 県
(社)山梨県危険物安全協会

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習を次により実施します。

1 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者のうち、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している次のいずれかに該当する者

- (1) 免状の交付を受けた日から3年以内
- (2) 前回の講習を受けた日から3年以内
- (3) 危険物の取扱作業に従事する事となった日から1年以内

この講習期限内に受講しませんが、消防法第13条の2第5項の規定に基づき免状の返納を命ぜられることがありますので注意してください。

なお、現在危険物取扱作業に従事していなくても、危険物取扱者免状を受けている方で希望者は受講できます。

2 講習の種別

講習の種類	講習の対象となる危険物取扱者
給油取扱所講習	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者
その他講習	給油取扱所以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者

3 講習実施日及び会場

講習日	講習会場	定員
9月26日(月)	山梨県自治会館(甲府市蓬沢1-15-35)	200人
9月27日(火)	富士吉田市民会館(富士吉田市緑が丘2-5-23)	150人
9月28日(水)	いちのみや桃の里 ふれあい文化館(笛吹市一宮町末木921-1)	150人
9月29日(木)	桃源文化会館(南アルプス市飯野2971)	300人

(裏面へつづく)

4 講習当日の受付時間及び講習時間と講習科目

講習の種別	受付時間	講習時間	講習科目
給油取扱所講習	9:00～9:30	9:30～12:30	① 危険物関係法令に関する事項 1 時間
その他講習	13:00～13:30	13:30～16:30	② 危険物の火災予防に関する事項 2 時間 (給油取扱所・その他講習共通)

5 受講申請の受付期間

- (1) 平成23年8月22日(月)から平成23年8月26日(金)
- (2) 午前9時から12時 ・ 午後1時から4時

6 受講申請の受付場所

各消防本部 ・ (社)山梨県危険物安全協会(甲府法人会館2階)

7 受講申請に必要な書類等

- (1) 受講申請書 山梨県消防防災課、各消防本部、山梨県危険物安全協会に準備してあります。23年度から様式が変更になりました。従前のものは使用できませんのでご注意ください。
- (2) 受講手数料 **4,700円** 受講手数料は申請書の手数料欄に山梨県収入証紙を貼ってください。山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店及び支店等で販売しています。
(講習用テキストを含む)
(収入印紙と間違えないこと)
- (3) 危険物取扱者免状

8 受講上の留意事項

- (1) 受講当日は、受講票、危険物取扱者免状、筆記用具を必ず持参してください。
- (2) 遅刻又は早退をすると受講したことにはなりませんので注意してください。
- (3) 講習会場の駐車台数には限りがありますので、なるべく他の交通機関等をご利用ください。

9 その他

- (1) 申請後の受講取り消し、又は受講しなかった場合でも手数料、提出書類はいつさいお返ししません。
- (2) 講習指定日の変更は、原則として認められません。
- (3) 詳細についての問い合わせ先
 - ア 山梨県消防防災課(県庁北別館5階) 電話 055-237-1111(内線 2514)
 - イ (社)山梨県危険物安全協会 電話 055-227-1597甲府市中央4-12-21 甲府法人会館2階
- ウ 各消防本部